Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-16

国際仲裁人の利益相反(コンフリクト)について

小倉, 隆

(Degree)
博士（法学）
(Date of Degree)
2019-03-25
(Date of Publication)
2020-03-01
(Resource Type)
doctoral thesis
(Report Number)
甲第7400号
(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007400

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。

学位請求論文審査報告要旨

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏　名	小倉　隆（おくら　たかし）
学位の種類	博士(法学)
学位授与の要件	神戸大学学位規程第５条第１項該当
学位論文の題目	国際仲裁人の利益相反（コンフリクト）について
審　査　委　員	主査　教　授　齋藤　彰 教　授　中野俊一郎 教　授　八田卓也

論文内容の要旨

本論文は、国際ビジネスに関する紛争解決方法のスタンダードとなった国際仲裁における仲裁人の利益相反に関する問題について扱うものである。近時、仲裁人の選任過程においてその利益相反が問題となることは多いとされる。また、わが国においても、一昨年 12 月にこの問題に関する初の最高裁による決定が下され、国際仲裁に関心のある法律関係者の注目を集めた。しかし筆者は、その判断は必ずしも満足できない点があるとする。そして判例や学説が十分に展開されていない現状のなかで、日本においても現在世界各地の国際仲裁の実務において広く用いられている IBA 利益相反ガイドラインを参照すべきであるとする。

本論文の構成は次の通りである。

「第１章：序」及び「第二章：国際仲裁制度の核心」においては、国際仲裁制度による紛争解決の核心として、当事者が選んだ仲裁人という私人による紛争解決であることに特徴があるとする。現段階において、仲裁が国際ビジネスの紛争解決のスタンダードとして定着していることが指摘される。しかし訴訟は公的な立場にある裁判官によって判断が下されるのに対して、仲裁人の選任には当事者が深く関わるため、仲裁人の不偏性・独立背を確保するには一定の情報開示が必要となる。また近時の仲裁手続において仲裁人の利益相反問題が頻繁に生じるのも仲裁のそうした性格に起因するものであり、この利益相反問題に適切に対応することが国際仲裁制度の核心に関わる課題であるとする。

「第３章：国際仲裁人の利益相反を規制する法源」では。仲裁人の利益相反問題を判断する際に用いられてきた各種のルールについて説明が為される。国際仲裁人の利益相反を規制する諸規則を筆者は一括りにして法源と呼んでいる。そして各国仲裁法、各仲裁機関の仲裁規則、仲裁人倫理規定等について簡潔に解説した上で、最近において国際法曹協会が起草した IBA ガイドラインの重要性が高まっていることを指摘する。

「第４章：国際仲裁における利益相反に関する IBA ガイドライン」では。国際放送協会に属する国際仲裁の専門家によって作成された 2004 年坂の IBA ガイドラインの構成及び内容と、その起草過程が詳しく検討され、それが主要な国際仲裁機関や各国の裁判所によって受け入れられていく状況が判例等の分析により明らかにされる。さらにその後の動向を踏まえて改正された 2014 年版の IBA ガイドラインにおける変更点等が詳細に検討される。筆者は、2014 年改正の特徴は、仲裁人の不偏性・独立性が一層重視されるとともに、仲裁人の開示義務の強化が促進されたことにあり、それによって同ガイドラインは益々その存在意義を増しているとする。

「第５章：国際仲裁人の利益相反に関する諸外国の判例」においては、ICSID、LCIA 等の主要国際仲裁機関における先例と、そうした事件に関する各国裁判所の判例が、詳細に検討されている。そうした中で、フランスでは長く争われているケースがあり、それは英国における迅速な判断とは対照的であるとの指摘がなされている。

「第６章：国際仲裁人の利益相反に関する日本の判例 」においては、日本商事仲裁協会

の仲裁判断に対して、仲裁人の利益相反に基づいて仲裁判断の取消が争われた最近の事件が詳細に検討される。この事件に関しては平成 29 年 12 月 12 日の最高裁決定によって事件が大阪高裁に差し戻されたため、現在も審理が続いている。筆者は、この事件について国際的視点からの本格的な検討が未だ足りない状況にあるとし、そうした視点からの分析を試みている。

「第７章 ：結論（日本の国際仲裁関係者への提言）」において、筆者は次のように述べる。すなわち、当事者が国際化し、法律事務所が巨大化した現代において、国際仲裁人の利益相反問題は必然的な結果として生じうる問題である。また、この問題をめぐる状況は複合的なのであり、一挙に解決することはできないとする。

特に日本の裁判所に仲裁人の利益相反による仲裁判断が争われた事件において。大阪高裁決定の見解に従えば、グローバルな法律事務所の弁護士は取消しのリスクを考えて日本を仲裁地とする仲裁の仲裁人となることに慎重にならざるを得ないとする。しかし日本の仲裁に精通した経験豊富な仲裁人候補の数はさほど多くはないのが実情であり、元々多くはない仲裁人候補者のプールをますます狭めることになると指摘する。また、日本における仲裁が法的に不安定であれば、多くのグローバル企業は日本を仲裁地とする仲裁合意に躊躇するであろうと指摘し、「大阪高裁決定が裁量棄却を否定して仲裁判断の取消しに踏み切ったことは、わが国における仲裁制度の法的安定性を揺るがし、仲裁制度を取り巻く国際的潮流に鑑みても、逆効果の側面がある」との懸念が示されている。

そしてこの問題は、中長期的には、裁判官・弁護士の教育、法科大学院や法学部教育を通じて解消されるべき問題であるが、目前にあるケースへの対応のためには、国際仲裁のオートノミーというシステム、および、 IBA 利益相反ガイドラインの深い理解および検討が求められているとの結論を導いている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、日本でこれまでに十分な調査と研究が進められていなかった国際仲裁人の利益相反問題をグローバルな視点から分析することを試みた意欲的な研究である。現在、この問題に関して実務上の重要性が増している IBA 利益相反ガイドラインについても、それを掘り下げて包括的に検討した日本語文献は見当たらないため、本論文はそうした情報の欠落を埋めるものである。また、仲裁人の利益相反問題に関する各国裁判所の判例等の情報も不足しているが、本論文における海外の主要な判例に関する具体的な説明と分析も、国際仲裁に関する重要な情報を日本の関係者に提供するものとなるであろう。

国際仲裁はそれを専門とする限られた数の実務法律家の主導によって形成されてきたため、そうした法律家を少数しか有してこなかった日本においては、十分な情報を得ることが難しい分野となっている。しかし、日本商事仲裁協会による日本を仲裁地とした国際商事仲裁において、仲裁人の利益相反による仲裁判断の取消が最高裁まで争われた。この事件ではグローバル化した法律事務所のシンガポールオフィスに所属する首席仲裁人と、同法律事務所のサンフランシスコオフィスに本件仲裁開始以降に移籍した法律家との関係が争点となった。つまり移籍した弁護士が、テキサスにおいて本件事件の申立人の子会社の代理人をしていたことが仲裁人の利益相反問題として仲裁判断の取消を認める根拠となるかが争われている。このように日本の裁判所においても、IBA 利益相反ガイドラインが扱うような先端的な利益相反の問題を日本の裁判所が判断することを迫られる事態は現実に生じうるのであり、日本の裁判官も国際仲裁の現状に対するアップデートされた情報を共有しなければならない状況にある。特に筆者は国際的な建設に関する紛争において国際仲裁を多数経験してきており、仲裁人の利益相反問題に触れる機会も少なくなかった。その意味において、筆者は、こうした実務の先端的状況を正確に理解し、それを日本の法律関係者に伝えることのできる数少ない人材でもある。

いまだ日本において情報の共有が遅れており、議論も十分に展開されていない重要問題を研究する上で、十分な情報に基づいてバランスの取れた結論を導くことは、日本の法律関係者をミスリードしないために極めて重要である。本論文では広い視野から周到な情報収集とその分析が行われている。IBA 利益相反ガイドラインの役割の説明においても、日本の判決の批判的検討においても、筆者はバランスの取れた説得力のある結論を導き出しており、それは高く評価することができる。

他方で国際仲裁制度に関する基礎的な考察や分析には、まだ不十分な点も少なくない。仲裁人の利益相反問題が仲裁の本質に由来する問題であるとすれば、国際仲裁の本質によってもたらされる長所を明らかにするための一歩進んだ考察が必要である。仲裁のオートノミーという表現も、そうした基本的な観点から慎重に用いられるべきであろう。また、国際仲裁実務に精通する人々が起草したものに過ぎない IBA 利益相反ガイドラインを日本の裁判所も含めて重視すべきであると主張するためには、こうしたいわゆるソフト・ローの法的効力に関する地に足のついた説明と正当化が必要となろう。もちろん現段階において

こうした点のすべてに対応することを筆者に求めるのは過剰な要求である。しかし、日本において国際仲裁に関する実務を健全に展開していくためには、既存の法律分野との関連性を明らかにした上で、仲裁を日本における法制度の一部として根付かせていく努力が必要であると考えられる。そうした地道な作業を通じて、日本の法律関係者は国際仲裁についての実りある議論を展開していくことがはじめて可能となる。筆者による今後のこうした研究の展開は大いに期待されるところである。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である小倉隆氏が博士(法学)の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

平成３１年２月２７日

審査委員　主査　教　授　齋藤　彰

教　授　中野俊一郎

教　授　八田卓也